

住民基本台帳ネットワークシステム機器の賃貸借
仕 様 書

令和 7 年 6 月
奈良市総合政策部
DX 推進課

1. 事業範囲

本事業の実施においては、「(別添1) 奈良市情報システム構築に係るプロジェクト管理仕様書」に沿ったプロジェクト遂行を行うこと。

(1) 事業名称

住民基本台帳ネットワークシステム機器の賃貸借

(2) 調達する機器

「(別紙2) 住民基本台帳ネットワークシステム構成図」及び「(別紙3) 機器・ソフトウェア要件」に記載のとおり

(3) 設計作業

作業計画・移行計画・システム設計・運用設計の作成等

(4) 設置作業

各機器の設置作業及びその関連作業（機器の環境設定、LAN 敷設・ネットワーク接続設定、電源供給に必要となる工事等）、機器の識別用ラベルの作成・貼付、機器設置後の動作確認等

(5) 設定作業

各機器の設定及び現行機器からのデータ移行、環境構築

(6) 保守・サポート

調達機器に対するハードウェア・ソフトウェア保守、運用サポート

2. システム要件

2. 1 構成

現状ならびに更改後における全体構成を「(別紙2) 住民基本台帳ネットワークシステム構成図」に示す。

2. 2 機器仕様

仕様要件を、「(別紙3) 機器・ソフトウェア要件」に示す。機種選定にあたっては、障害発生頻度が少なく、十分に安定稼動を見込める機器を選定すること。

2. 3 既存システムとの連携

調達機器と、以下に示す各システム・サービスとの連携を行うこと。

- ・ 富士通 J a p a n (株) 製パッケージ MICJET (住記システム)
- ・ 富士フイルムシステムサービス(株) 戸籍システム・ブックレス

2. 4 システムの利用情報

本事業に係るシステムの利用端末（統合端末）は下記の数量を前提とする。

（１）人口規模 約36万人

（２）統合端末 計50台

No	施設名称	住所	統合端末台数
1	奈良市役所（市民課）	二条大路南一丁目 1-1	20
2	奈良市役所（市民税課）	二条大路南一丁目 1-1	1
3	奈良市役所（資産税課）	二条大路南一丁目 1-1	1
4	奈良市役所（納税課）	二条大路南一丁目 1-1	1
5	奈良市役所（障がい福祉課）	二条大路南一丁目 1-1	1
6	奈良市役所（福祉医療課）	二条大路南一丁目 1-1	1
7	奈良市役所（介護福祉課）	二条大路南一丁目 1-1	1
9	奈良市役所（国保年金課）	二条大路南一丁目 1-1	1
10	奈良市役所（子ども育成課）	二条大路南一丁目 1-1	1
11	奈良市役所（DX 推進課）	二条大路南一丁目 1-1	1
12	保健所・教育総合センター（保健予防課）	三条本町 13-1	1
13	市民サービスセンター	西大寺東町二丁目 4-1	2
14	西部出張所（住民課）	学園南三丁目 1-5 西部会館 2 階	6
15	東部出張所	大柳生町 4735	2
16	北部出張所	右京一丁目 1-4 北部会館 1 階	3
17	月ヶ瀬行政センター（総務住民課）	月ヶ瀬尾山 2845	2
18	都祁行政センター（総務住民課）	都祁白石町 1026 番地の 1	2
19	今後増設分	未定	3
合計			50

※ 現在、統合端末のOSとして Windows 11（64bit）を利用している。本事業に関連するシステムは、Windows 11に対応する必要がある。なお、Windows 11 においては地方公共団体情報システム機構の指針に従い、定期的に更新プログラムの適用を実施する。

3. 作業要件

3. 1 共通事項

- （１）地方公共団体情報システム機構が提示するCS対応手引書等関連文書を考慮し、作業すること。
- （２）本市の現状のシステム環境を十分にヒアリングのうえ事業を実施すること。
- （３）作業の過程において、既存システムに影響を及ぼすことがないよう、本市ならびに既存事業者と協議のうえ、安全かつ円滑に本事業を実施すること。

- (4) 作業の過程において、既存システム側での作業が必要となる場合は、受注者側の責任において、作業費の負担と既存事業者への作業調整を行うこと。
- (5) 調達機器と既存システムとの接続・検証作業は、既存事業者と連携し行うこと。また、障害発生時においても、既存事業者と連携を図り、問題の切り分けを行うこと。
- (6) 「(別紙3) 機器・ソフトウェア要件」に記載のソフトウェアのインストールおよび設定を行い、動作確認を実施すること。また、(2. 3 既存システムとの連携)に記載の各システムと正常にデータ連携ができることを確認すること。
- (7) 既存住民基本台帳ネットワークシステムからのデータの移行を、本市および既存事業者と協議のうえ、実施すること。
- (8) 市役所・各支所に設置の既存統合端末(2. 4 システムの利用情報(2)に記載)の動作確認を実施すること。本移行作業に伴い、統合端末への設定作業が発生する場合は、検証作業も含め本移行作業の範囲で実施すること。
- (9) 本市の指示に従い、本調達機器をネットワークに接続し、正常に通信ができることを確認すること。
- (10) その他、必要となる事項については、本市担当者と協議のうえ、対応すること。

3. 2 機器の設置

- (1) 既設住基ネットサーバラック(GP5-R1RC7)の空きユニット(40U空きあり)に調達機器を搭載すること。電源は、本市で用意するが電源供給に必要な作業は受注者が実施すること。なお、既存の住民基本台帳ネットワークシステム機器は移行後に既存事業者が撤去する。
- (2) 調達機器を設置する前に必ず動作試験を行い、初期不良がないことを確認すること。起動後1日以上経過した後に動作が問題ないこと、電源の再起動を数回以上実施した後に問題がないこと、などの初期不良を早期発見できる試験を実施すること。
- (3) ネットワーク機器を格納している隣接ラックから調達機器までのLAN配線を実施すること(約5~10メートル程度)。必要となるケーブル、資材については、受注者が用意すること。LANケーブルは2メートル程度余長をみておくこと。LANの敷設方法は床下敷設及び天井ころがし敷設を想定すること。
- (4) 調達機器の設置に伴って必然的に必要となる部品(ケーブル類、コネクタ、棚板等)については、本仕様の記載有無に関わらず提供すること。また本市が要求した場合はケーブルの試験を行い、試験結果を提出すること。
- (5) 機器納入時の荷造り、運送、据付及び現地調整に要する費用は、受注者負担とする。また、空箱等の廃材の処理についても、受注者の責任において実施すること。
- (6) 機器識別のため本市が指示するシールを各機器本体に添付すること。
- (7) 作業の実施に際しては、来庁者、職員及び作業員等の安全に十分配慮すると共に、他の業務に支障が生じないように十分注意すること。
- (8) 作業の実施に際しては、作業員(入館者)リスト、乗り入れ車両リスト等を事前に本市担当

者へ提出し、承認を得ること。特に業務時間外、閉庁日、休館日等の入館・作業に際しては、それぞれの施設管理者にも事前の届出が必要であることから、遺漏が無いよう注意すること。

(9) 作業者は、各施設の入館に際し名札及び腕章を着用すること。

4. 運用保守

「(別添2) 住民基本台帳ネットワークシステム機器の賃貸借契約書(案) _ (別紙Ⅲ) 保守仕様書」に記載のとおり。

5. 納入成果物

5. 1 完成図書等

「(別添1) 奈良市プロジェクト管理仕様書_4-2 完成図書、4-3 納入形式」に記載のとおり。

5. 2 納入成果物の更新

設定変更等により納入成果物に変更の必要が生じた場合、成果物を差し替えすること。

6. その他

6. 1 定例会・打合せ

(1) 定例会・打合せに関する基本的な考え方については「(別添1) 奈良市プロジェクト管理仕様書_3-3 定期的」に報告に記載のとおり。

(2) 本番稼働前・運用設計時においては、工程進捗・疑義等に関して月1回程度の定例会を設け、必要に応じて打合せを随時設けることとする。なお、本市担当者の判断により、必要に応じて既存事業者を同席させることがある。

(3) 本番稼働後は、必要に応じて打合せを随時設けることとする。

6. 2 システム運用担当者研修

システム運用のための教育・訓練のマニュアルを事前に準備し、運用担当者が円滑に運用できるよう、本稼働までに十分な説明・訓練を行う。2名程度の研修を1回予定している。その後、疑義が生じた場合にはサポートすることとする。